

**鳥取県告示第 1035 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画特別用途地区 大規模集客施設制限地区
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220